

行政説明②

食育

体育保健課 健康教育班
指導主事 山科 貴裕

保健教育

体育保健課 健康教育班
指導主事 本山 幸憲

〈重点努力目標〉

- 2 保健教育・食育の充実と保健・給食管理の徹底
- (1) 生涯にわたる健康的なライフスタイルの実現に向けて、**学校における保健教育及び食育の充実を図る。**

【施策の重点】

- (4) 学校給食における食に関する指導の充実
- (5) **朝食摂取等の望ましい食習慣を育む**食に関する指導の徹底

第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標 (一部抜粋)

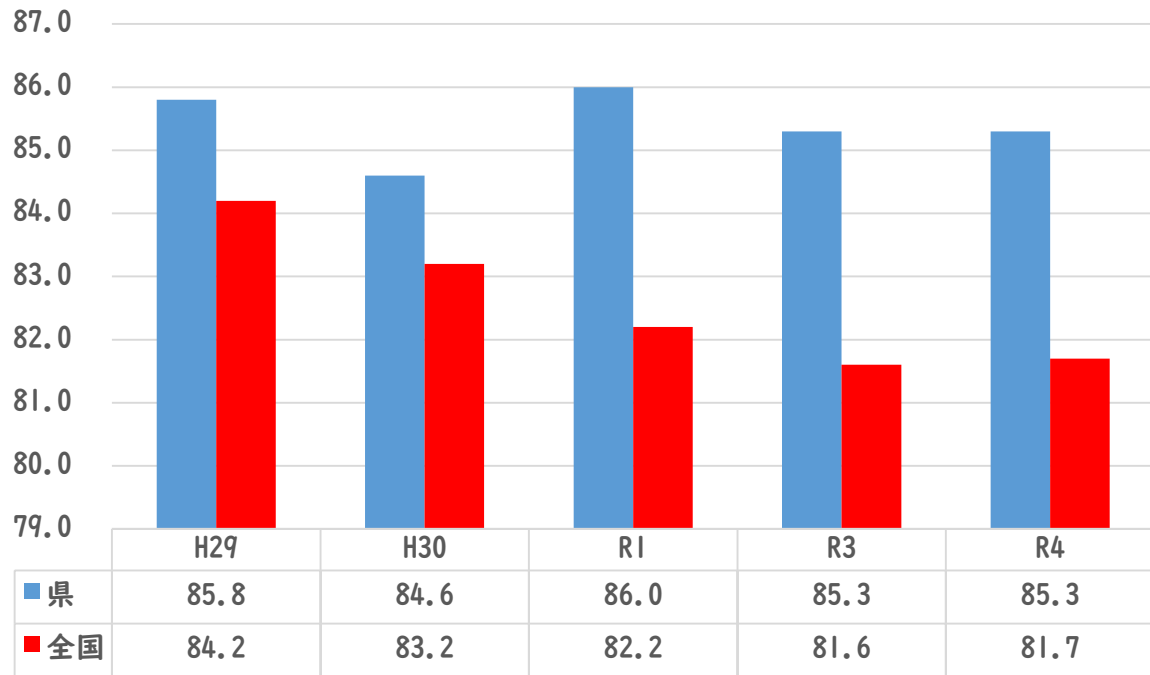
項目	現状値 (R3)	目標値 (R7)
朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%
栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回	月12回以上
農林漁業体験を経験した国民の割合	65.7%	70%以上

朝食摂取率の推移

朝食摂取率（毎日食べている）

小学生

【朝食摂取率（小学5年生）
「毎日食べている」



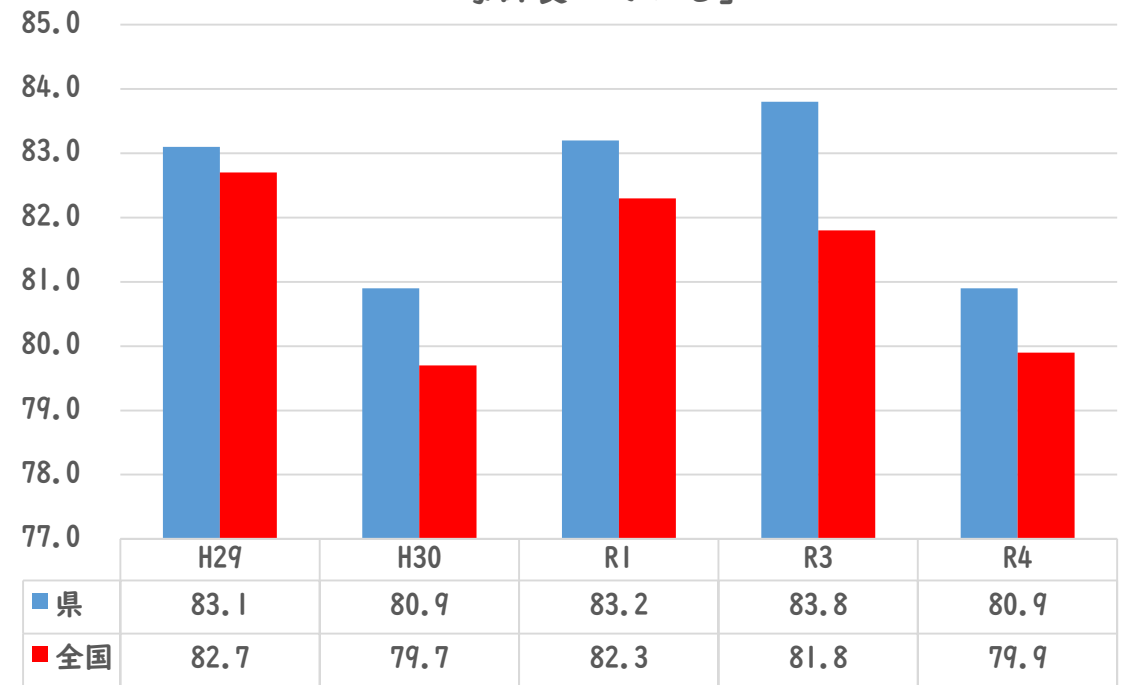
R2は調査を実施していない

熊本:R4健康教育実態調査

全国:R4全国学力・学習状況調査

中学生

朝食摂取率（中学2年生）
「毎日食べている」



R2は調査を実施していない

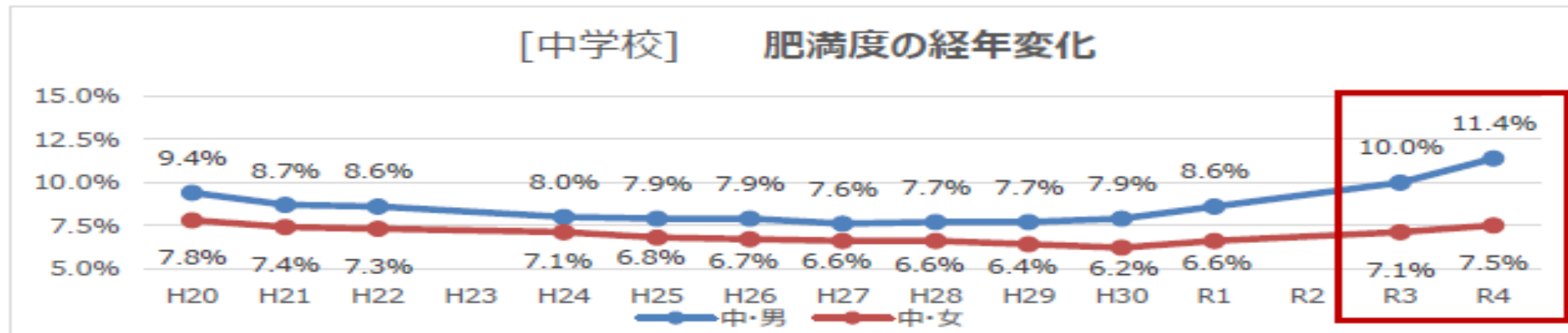
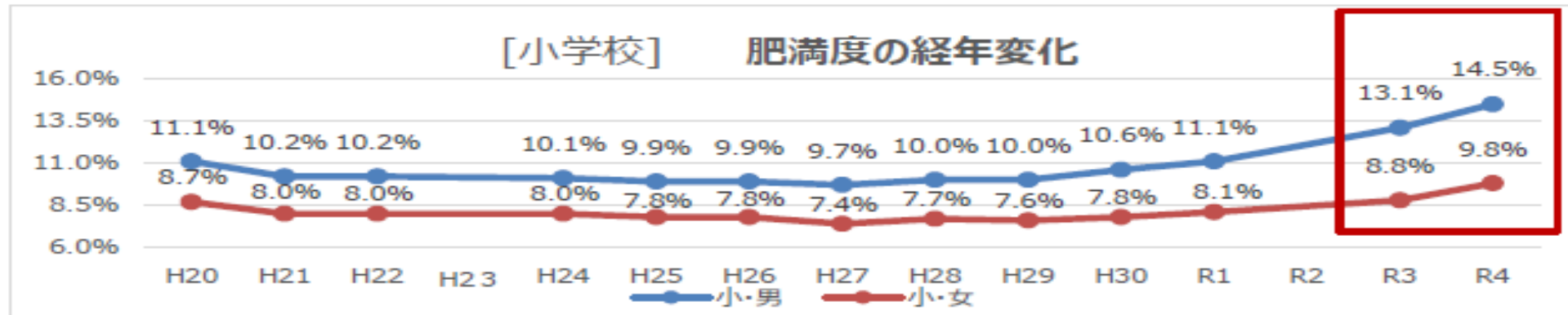
令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3 児童生徒の生活習慣

(1) 児童生徒の体格の状況

小・中学校の男女ともに、肥満の割合が増加。特に小学校男女、中学校男子は過去最高。

○肥満である児童生徒の割合の経年変化



令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書より

令和3年度熊本県学校保健統計調査（肥満傾向児出現率）

(5) 肥満傾向児の出現率(図11～14、表7)

全国との比較では、男子は、7歳など11区分で全国値を上回っており、女子は、9歳など10区分で上回っている。

図11 肥満傾向児出現率(男子)

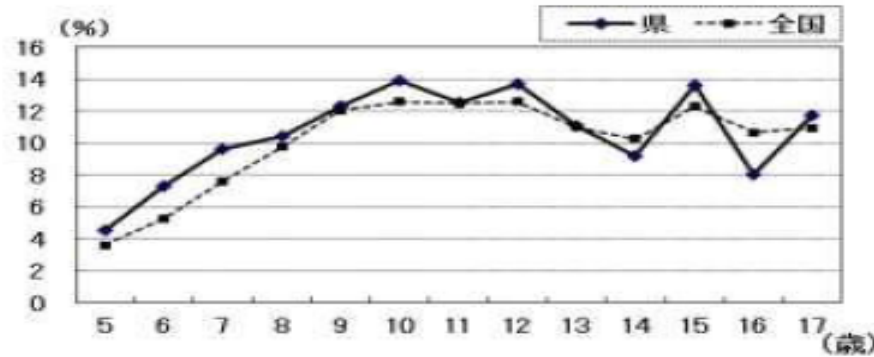


図12 肥満傾向児出現率(女子)

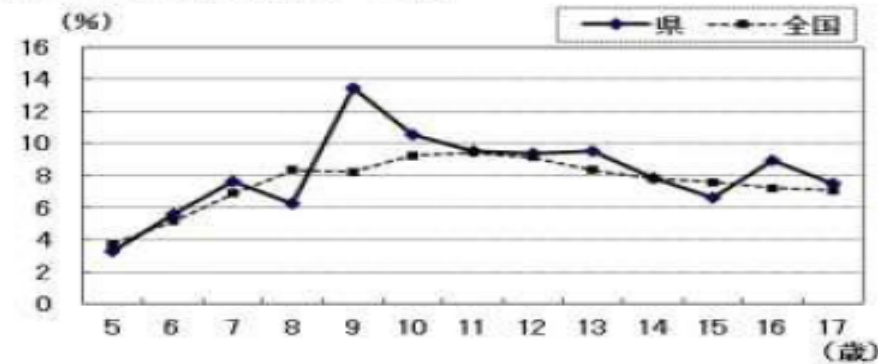


表7 肥満傾向児出現率の県平均値と全国平均値の比較

区 分			合計			男			女		
			県	全国	差(県-全国)	県	全国	差(県-全国)	県	全国	差(県-全国)
肥満傾向児	幼稚園	5歳	3.92	3.66	0.26	4.55	3.61	0.94	3.29	3.73	▲ 0.44
		6歳	6.46	5.20	1.26	7.27	5.25	2.02	5.63	5.15	0.48
	小学校	7歳	8.67	7.25	1.42	9.64	7.61	2.03	7.65	6.87	0.78
		8歳	8.41	9.06	▲ 0.65	10.39	9.75	0.64	6.28	8.34	▲ 2.06
		9歳	12.85	10.17	2.68	12.29	12.03	0.26	13.45	8.24	5.21
		10歳	12.26	10.96	1.30	13.88	12.58	1.30	10.56	9.26	1.30
		11歳	11.08	10.98	0.10	12.55	12.48	0.07	9.55	9.42	0.13
	中学校	12歳	11.55	10.90	0.65	13.66	12.58	1.08	9.38	9.15	0.23
		13歳	10.29	9.70	0.59	11.04	10.99	0.05	9.50	8.35	1.15
		14歳	8.53	9.05	▲ 0.52	9.19	10.25	▲ 1.06	7.85	7.80	0.05
	高等学校	15歳	10.15	9.97	0.18	13.63	12.30	1.33	6.62	7.57	▲ 0.95
		16歳	8.48	8.94	▲ 0.46	8.04	10.64	▲ 2.60	8.94	7.20	1.74
		17歳	9.66	9.02	0.64	11.75	10.92	0.83	7.45	7.07	0.38

(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から求めた肥満度が20%以上の者である。
 肥満度 (%) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100

令和4年度健康教育実態調査結果（食育関係）

質問項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
食に関する指導の全体計画の見直しを行った。	99.7	98.1	34.6	81.8
食に関する校内研修や会議（食物アレルギー等）を行った。	97.6	98.7	63.4	81.8
すべての学級において教科等の授業で食に関する指導と結び付けた学習を行った	98.8	97.6	88.5	85.5
すべての学級、一部の学級において給食の時間における食の指導を行った	97	97.5		95.5
食育について学校保健委員会等での協議を行った。	51.8	65	17.2	36.4
食育について外部人材を活用した。（他校の栄養教諭等、保護者、地域の方々）	66.3	58.1	44.2	31.8
「弁当の日」（家庭で子供または子供と家族の協力で弁当を作る日）を実施した。	35.5	41.9	7.7	4.5

単位（%）

令和4年度健康教育実態調査結果（食育関係）

児童生徒の実態

質問項目	小学校	中学校
【食文化】食べ物の産地や料理の歴史に関心がある	57.7 (56.3)	45.4 (44.6)
【感謝の心】食べものや作った人に感謝して食べる	95.4 (95.6)	96.6 (96.2)
【食事のマナー】はしの使い方や話題など、食事のマナーに気をつけて食べる。	89.1 (88.9)	93.7 (93.3)
【心身の健康】栄養のバランスに気をつけて食べる。	80.0 (81.2)	73.8 (79.7)

（ ）内は、R3の数値

単位（％） 8

学習指導要領における「食育」の位置づけ

小学校学習指導要領 第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

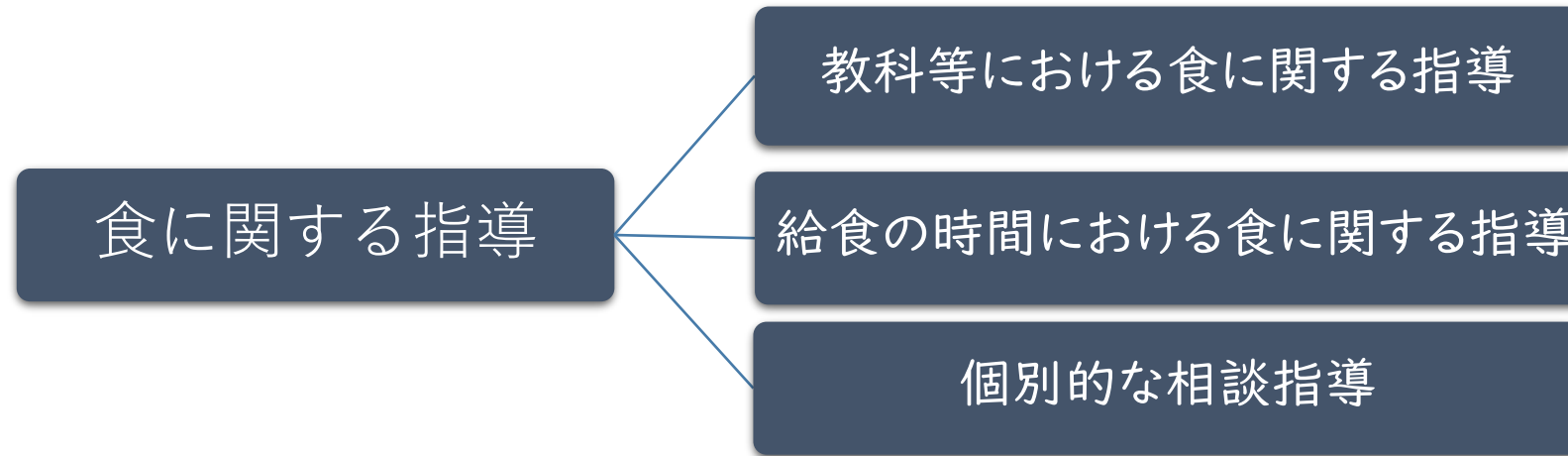
2(3)・・・特に、学校における**食育の推進**並びに体力の向上に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

中学校学習指導要領、および高等学校学習指導要領にも同様に記載されている



食育の推進は、「学校教育活動全体」として「効果的に取り組む」ことが必要である。

食育の推進について



食に関する指導の全体計画の作成



食に関する指導目標を達成するために

- ・「いつ」
(教科等、給食時)
- ・「誰が」
- ・「どのように」
行うのか明確にする

全教職員で共通理解し、チーム学校として取り組む

食に関する指導の全体計画②(小学校)例

教科等		4月	5月	6月	
学校行事等		入学式	運動会	クリーン作戦	
推進体制	進行管理		委員会		
	計画策定	計画策定			
教科・道徳等 総合的な学習の時間	社会	思の様子【4年】、世界の中の日本、日本の地形と気候【5年】	私たちの生活を支える飲料水【4年】、高地に住む人々の暮らし【5年】	地域にみられる産業の仕事【3年】、ごみのしよりと再利用【4年】、寒い土地の暮らし【5年】日本の食糧生産の特色【5年】、狩猟・採集や農耕の生活、古墳、大和政権【6年】	
	理科		動物のからだのつくりと運動【4年】、植物の発芽と成長【5年】、動物のからだのはたらき【6年】	どれくらい育ったかな【3年】、暑くなると【4年】、花から実へ【5年】、植物のからだのはたらき【6年】	
	生活	がっこうだいすき【1年】	たねをまこう【1年】、やさいをそだてよう【2年】		
	家庭		おいしい楽しい調理の力【5年】	朝食から健康な1日の生活を【6年】	
	体育			毎日の生活と健康【3年】	
	他教科等	たけのこぐん【2国】	茶つみ【3音】	ゆうすげむらの小さな旅館【3国】	
	道徳	自校の道徳科の指導計画に照らし、関連する内容を明記すること。			
	総合的な学習の時間		地元の伝統野菜をPRしよう【6年】		
特別活動	学級活動・食育教材活用	給食がはじまるよ*【1年】	元気のもと朝ごはん*【2年】、生活リズムを調べてみよう*【3年】、食べ物の栄養*【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さを知ろう【6年】	
	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等(5月:身支度チェック、12月:リクエスト献立募集 掲示(5月:手洗い、11月:おやつに含まれる砂糖、2月:大豆の変身)		給食委員会発表「よく噛むことの大切さ」	
	学校行事	お花見給食、健康診断		全校集会	
	給食の時間	給食指導	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間にしよう		楽しく食べよう 食事の環境について考
		食に関する指導	給食を知ろう 食べ物の働きを知ろう 季節の食べ物について知ろう		
学校給食の関連事項	月目標	給食の準備をきちんとしよう	きれいなエプロンを身につけよう	よくかんで食べよう	
	食文化の伝承	お花見献立	端午の節句		
	行事食	入学進級祝献立お花見献立		カミカミ献立	
	その他		野菜ソデー	卵料理	
	旬の食材	なばな、春キャベツ、たけのこ、新たまねぎ、きよみ	アスパラガス、グリーンピース、そらまめ、新たまねぎ、いちご	アスパラガス、じゃがいも、にら、いちご、びわ、アンデスメロン、さくらんぼ	
	地場産物	じゃがいも 地場産物等の校内放送や指導カードを使用した給食時の指導充実。教科等推進委員会(農場訪問(体験)の計画等)	こまつな、チンゲンサイ、じゃがいも	こまつな、チンゲンサイ、じゃがいも	
個別的な相談指導		すこやか教室			
家庭・地域との連携	積極的な情報発信(自治体広報誌、ホームページ)、関係者評価の実施、公学校だより、食育(給食)だより、保健だよりの発行 ・朝食の大切さ・運動と栄養・食中毒予防・夏休みの食生活・食事の量 学校公開日 学校給食試食会				

各教科等との関連

特別活動との関連
(給食の時間含む)

学校給食との関連

個別的な相談指導

家庭・地域との連携

全教職員で共通理解し、
チーム学校として取り組む

保健教育での説明内容

- ① 保健教育の進め方について
(カリキュラム・マネジメント)
- ② 学校環境衛生管理について
- ③ がん教育について
- ④ 性に関する指導について
- ⑤ 心の健康・精神疾患について
- ⑥ 薬物乱用防止教育について

保健教育等「現代的な健康課題」

- 肥満・痩身
- 生活習慣の乱れ
- 生活習慣病
- 心の健康・精神疾患
- 感染症
- 性に関する問題
- アレルギー疾患（食物アレルギー）
- 薬物乱用防止
- 様々な健康情報、性・薬物等に関する情報の入手
- 栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ
- 少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題
（がんや心疾患など生活習慣病などへの対応、仕事関連の
悩みとうつ病、若い世代の出産・子育て、高齢化に伴う健
康寿命の延伸）等々

※中教審答申（H28.12.21）から抜粋

学校における健康教育の三つの柱

柱

計画

法令

保健教育

学校保健計画

学校保健安全法

安全教育

学校安全計画

学校保健安全法

学校給食（食育）

食に関する指導の
全体計画

学校給食法

保健教育等 「保健教育の体系」

保健教育

体育科
(保健体育科)

特別活動

総合的な学習
(探求) の時間

その他関連する教科等
社会科、理科、生活科、家庭科、道徳科

日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

保健領域
体づくり運動領域

学級活動、児童生徒会活動、学校行事等
における保健の指導

保健に関する横断的・総合的な学習 (探求)
(福祉・健康)

保健教育等「保健教育の推進」

カリキュラム・マネジメント

- 学習内容は？
- どの教科等で学ぶのか？
- 集団指導か、個別指導か？

●教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる。



単元配列をどうするか

●学校教育の効果を常に検証して改善する。



PDCA
サイクル

●地域と連携し、よりよい学校教育を目指す。



外部講師活用

保健教育等「学校環境衛生マニュアルについて」

平成30年改訂版

※文部科学省ホームページに掲載

- 第Ⅰ章 学校環境衛生
- 第Ⅱ章 学校環境衛生基準
 - 第1 教室等の環境
 - 第2 飲料水等の水質及び施設・設備
 - 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理
 - 第4 水泳プール
 - 第5 日常における環境衛生
 - 第6 雑則
- 第Ⅲ章 参考資料

注意

令和元年以降の基準値の変更は記載されていません



保健教育等「学校環境衛生基準の改定について」

令和2年（2020年）12月15日付け2文科初第1345号
学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

●キシレンの基準値

870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) から 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(0.05ppm)

昨年度の検査結果で、基準値の半分以上だった学校に予算の令達を行っています。

令和4年（2022年）5月9日付け4文科初第424号
学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

●温度の基準

基準の下限 17°C → 18°C

●一酸化炭素の基準

基準の上限 10 ppm → 6 ppm

保健教育等「香りへの配慮について」

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

香りの配慮に関する啓発資料の活用について（依頼）

近年、柔軟剤などの香りにより体調不良を訴えるといった相談が増加していることなどを踏まえ、関係省庁が連携し、別添のとおりポスターを作成しましたので適宜掲示するなど活用をお願いいたします。

学校において児童生徒等が健康で快適に活動できる学習環境を確保するために、柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲の方への配慮を心がけていただくことが重要です。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）



柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲への配慮を心がける

保健教育等「がん教育について」

【がん教育の目標】

- がんについて正しく理解することができるようにする。
- 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

本県のがん教育実施率（公立学校）

※授業での実施も計上している。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
小学校	100%	99.7%	92.3%
中学校	100%	100%	97.0%
高等学校	100%	100%	83.3%
特別支援学校	68.2%	73.9%	73.9%

（健康教育実態調査より）

新学習指導要領
の実施に伴い、各
学校の実態に応
じて、確実に実施
されている

保健教育等「がん教育について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」

- ・健康な生活
- ・1日の生活の仕方
- ・身の回りの環境

「体の発育・発達」（4年）

- ・体の発育・発達
- ・思春期の体の変化
- ・体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」（5年）

- ・心の発達
- ・心と体との密接な関係
- ・不安や悩みへの対処

「けがの防止」（5年）

- ・交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防
- ・けがの手当

「病気の予防」（6年）

- ・病気の起こり方
- ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）

- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因
- ・生活習慣と健康
- ・生活習慣病などの予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・感染症の予防
- ・個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と心の健康」（1年）

- ・身体機能の発達と個人差
- ・生涯に係わる機能の成熟と適切な行動
- ・精神機能の発達と自己形成
- ・欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の予防」（2年）

- ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- ・交通事故などによる傷害の防止
- ・自然災害による傷害の防止
- ・応急手当

「健康と環境」（3年）

- ・身体对环境に対する適応能力・至適距離
- ・飲料水や空気の衛生的管理
- ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」

- ・健康の考え方
- ・現代の感染症とその予防
- ・生活習慣病とその予防と回復
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・精神疾患に予防と回復

「安全な社会生活」

- ・安全な社会づくり
- ・応急手当

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の各段階における健康
- ・労働と健康

「健康を支える環境づくり」

- ・環境と健康
- ・食品と健康
- ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- ・様々な保健活動や社会的対策
- ・健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

保健教育等「がん教育について」

第4期がん対策推進基本計画（令和5年年3月28日閣議決定）

◆これまで、学校では健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいただいているところであるが、国の取組等を踏まえ、教材等を活用しつつ、**地域や学校の実情に応じて、外部講師を活用する**などして、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。

本県の**外部講師を活用した**がん教育実施率（公立学校）

校種	令和4年度	令和3年度
小学校	12.5%	10.3%
中学校	3.9%	4.3%
高等学校	17.3%	13.0%
特別支援学校	0.0%	5.9%

（健康教育実態調査より）

【実施しなかった理由】

- ・適切な講師を見つけることができなかった。
- ・予算の確保ができなかった。
- ・時間を確保できなかった。
- ・学校の職員が指導したから。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

2 初 健 食 第 6 号
健 が 発 0424 第 1 号
令 和 2 年 4 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）がん対策主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

学校におけるがん教育への協力の推進について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところです。

がん教育について、基本計画では、国が地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実が目標とされており、文部科学省においては、新学習指導要領に対応し、地域の実情に応じたがん教育を推進するため「がん教育総合支援事業」（別紙1、2参照）を実施し、外部講師活用体制の整備に取り組んでいるところです。

厚生労働省においては、平成30年7月に「がん診療連携拠点病院等の整備指針」を改定し、学校からの依頼に応じて、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることをがん診療連携拠点病院等の指定要件として新たに追加しました。

また、各都道府県衛生部（局）がん対策主管課に対して「学校におけるがん教育への協力について」（平成31年3月22日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）を发出し、外部講師活用体制の整備に御協力をお願いするなどがん教育を推進してきたところです。

各都道府県衛生主管部（局）及び教育委員会におかれても、これらの状況を踏まえ、外部講師を用いたがん教育を実施する際には、がん診療連携拠点病院等（下記リンク参照）と各都道府県等の衛生主管部（局）及び教育委員会が連携をし、がん教育を一層推進していただくようお願いいたします。

○がん診療連携拠点病院等（厚生労働省ホームページ内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/gan/gan_bvoin.html

【令和2年4月24日付 事務連絡】

「学校におけるがん教育への協力の推進について」

（文部科学省・厚生労働省）

◆厚生労働省においては、平成30年7月に「がん診療連携拠点病院等の整備指針」を改定し、**学校からの依頼に応じて、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努める**ことをがん診療連携拠点病院等の指定要件として新たに追加

◆各都道府県衛生部（局）がん対策主管課に対して「学校におけるがん教育への協力について」（平成31年3月22日付け）を发出し、外部講師活用体制の整備に協力依頼を行うなど、がん教育を推進してきた。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

熊本県ホームページ 「健康づくり推進課」

The screenshot shows the Kumamoto Prefecture homepage. The navigation menu includes '防災・くらし・環境', '健康・福祉・子育て', '観光・しごと・産業', '学び・文化・国際', and 'まち'. The breadcrumb trail is: 現在地 ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 健康づくり推進課 > 学校におけるがん教育の外部講師活用について. The main heading is '学校におけるがん教育の外部講師活用について'. Below the heading are icons for '印刷' and '文字を大きくして印刷', and the page number 'ページ番号: 0051439' and update date '更新日: 2022年3月17日更新'. The sub-heading is 'がん教育における外部講師活用の目的'. The introductory text reads: '日本人の死因の第1位となっているがんについて、子どもの頃から予防を含めた健康教育を行い、正しい知識を持ってもらえ'

熊本県教育委員会ホームページ 「体育保健課 健康教育」

The screenshot shows the Kumamoto Prefectural Board of Education homepage. The navigation menu includes '教育委員会', '教育相談', and '報道資料'. The breadcrumb trail is: 現在地 熊本県教育委員会 > 健康教育・体育・スポーツ > 健康教育 > 性に関する指導・がん教育. The main heading is '性に関する指導・がん教育'. Below the heading are icons for '印刷' and '文字を大きくして印刷', and the page number 'ページ番号: 005249'. The sub-heading is '性に関する指導・がん教育'. The introductory text reads: '1. 性に関する指導
性に関する指導（教育）リーフレット（PDF）
2. がん教育
学校におけるがん教育の外部講師活用について（PDFファイル）
活用する様式集（Word）

●外部講師協力団体一覧、実施の手順（外部講師依頼の基本的な流れ）、外部講師依頼に関する様式集 等が掲載されています。内容を確認して、積極的な活用をお願いします。

なお、実施の際は、学校側がリーダーシップを発揮しながら計画を進めてください。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—



※謝金は原則として不要です。

小中学校で謝金等が必要となる場合、市町村教育委員会へ連絡後、市町村教育委員会から正式依頼を行うことが必要です。

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—

学校

⑩講義資料等の確認

講義資料を確認し、校内で他の教員等を交えた打ち合わせを実施。必要に応じて、修正等を依頼する。



団体・施設

⑪留意事項等を確認



前日までに、がん教育ガイドライン等の留意事項、シナリオを確認。

⑫がん教育の授業実施

児童生徒のがんへの正しい理解、いのちと健康の大切さへの理解が深まるよう、効果的な授業をお願いします。

⑬がん教育の実施報告 ※様式3

実施状況について
県教育委員会等に報告。

※アンケート等を実施した際は、可能な限り、外部講師の方に送付をお願いします。

⑭アンケート結果等送付

⑮アンケート等の結果を確認

次回以降の参考とする。

保健教育等「がん教育に関する教材・ガイドライン等」

がん教育推進のための教材（令和3年3月一部改訂）



学校においてがん教育を実施するにあたり効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

「がん教育推進のための教材」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm

がん教育推進のための教材補助教材について（令和3年3月一部改訂）

小学校版

補助教材



本誌
※ねらい・授業進行方法
などを紹介しています。

映像教材

映像教材①
「がん博士の『がんについて
の基礎知識』」
がんについての知識を伝える。



映像教材②
「がんと生きる」
がん患者の思いや考えを伝える。
※2名のエピソードのうち、どちらか
選択してご使用ください。



ワークシート



ポスター枠（縦書き、横書き）

外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

中学校・高等学校版

スライド教材



全9モジュール分のスライド
を用意しています。

補助教材



各モジュールのねらい・授業進行の
方法などを紹介しています。

保健教育等「性に関する指導について」

性に関連する諸課題

- 発育・発達
- 妊娠・出産
- 性感染症
- 児童虐待（性的虐待）
- LGBTの理解
- 女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- 性犯罪・性被害防止
- 男女交際
- 家族計画
- 人工妊娠中絶
- 性情報の氾濫
- その他

※妊娠・出産及び家族計画に関しては、正しい知識を身に付け、探求的な学びにならなければならないことも大切です。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について①（データ提供：県子ども未来課）

【本県10歳代人工妊娠中絶実施数】

【10歳代人工妊娠中絶実施率】

年度	15未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
H27	9	19	40	52	87	142	349
H28	2	11	28	35	76	85	237
H29	7	9	21	36	63	112	248
H30	3	7	21	37	58	85	211
R1	2	5	31	29	56	86	209
R2	1	2	15	31	53	71	173
R3	4	4	6	17	27	47	105

年度	本県	全国
H27	8.5%	5.5%
H28	5.6%	5.0%
H29	6.0%	4.8%
H30	5.1%	4.7%
R1	5.2%	4.5%
R2	4.5%	3.8%
R3	3.9%	3.3%

H27年度の10歳代の人工妊娠中絶実施率は全国ワースト2位、であったが、その後は改善が見られている。令和3年度は実施数・実施率ともに前年度から減少したものの、全国ワースト6位であった。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について②

【福祉犯罪少年の状況】（肥後っ子のシグナル 令和5年版より）

年次	学職	総数(人)	未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
4年		66	0	0	17	40	0	2	7
	うち女子	53	0	0	13	39	0	0	7
3年		53	1	5	15	22	0	8	2
	うち女子	43	0	2	15	20	0	4	2
増減数		13	△1	△5	2	18	0	△6	5
増減率(%)		24.5	△100.0	△100.0	13.3	81.8	-	△75.0	250.0

年次	法令	総数(人)	少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	風営適正化法	児童福祉法	二十歳未満喫煙禁止法	二十歳未満飲酒禁止法	大麻取締法	覚醒剤取締法	その他
4年		66	29	26	7	4	0	0	0	0	0
	うち女子	53	22	20	7	4	0	0	0	0	0
3年		53	21	24	1	2	4	1	0	0	0
	うち女子	43	19	20	1	2	1	0	0	0	0
増減数		13	8	2	6	2	△4	△1	0	0	0
増減率(%)		24.5	38.1	8.3	600.0	100.0	△100.0	△100.0	-	-	-

- 福祉犯罪被害少年は66人。そのうち、53人が女子で、全体の80.3%を占める。
- 学識別では、高校生が40人で最も多く、全体の60.6%を占め、次いで中学生が17人（25.8%）となっている。
- 福祉犯罪被害少年の中には、享乐的な風潮の影響を受けたり、規範意識の欠如、友人から誘われてなど、安易な気持ちで被害にあうケースが多い。

保健教育等「性に関する指導について」

学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動において、 発達の段階を踏まえ、 心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

保健教育等「性に関する指導」

性に関する指導のイメージ

性に関する指導

家庭や地域と連携した指導

学校における性に関する指導

総合的な学習（探求）の時間
特別活動等

教科等における性に関する指導

体育（小学校）
保健体育（中学校、高等学校）

保健教育等「性に関する指導について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」

- ・健康な生活
- ・1日の生活の仕方
- ・身の回りの環境

「体の発育・発達」（4年）

- ・体の発育・発達
- ・思春期の体の変化
- ・体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」（5年）

- ・心の発達
- ・心と体との密接な関係
- ・不安や悩みへの対処

「けがの防止」（5年）

- ・交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防
- ・けがの手当

「病気の予防」（6年）

- ・病気の起こり方
- ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）

- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因
- ・生活習慣と健康
- ・生活習慣病などの予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・感染症の予防
- ・個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と心の健康」（1年）

- ・身体機能の発達と個人差
- ・生涯に係わる機能の成熟と適切な行動
- ・精神機能の発達と自己形成
- ・欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の予防」（2年）

- ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- ・交通事故などによる傷害の防止
- ・自然災害による傷害の防止
- ・応急手当

「健康と環境」（3年）

- ・身体对环境に対する適応能力・至適距離
- ・飲料水や空気の衛生的管理
- ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」

- ・健康の考え方
- ・現代の感染症とその予防
- ・生活習慣病とその予防と回復
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・精神疾患に予防と回復

「安全な社会生活」

- ・安全な社会づくり
- ・応急手当

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の各段階における健康
- ・労働と健康

「健康を支える環境づくり」

- ・環境と健康
- ・食品と健康
- ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- ・様々な保健活動や社会的対策
- ・健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

保健教育等「性に関する指導について」

性に関する指導（教育）リーフレット

○令和2年3月完成

各学校へ1部配付済み。

○県教委ホームページにも掲載

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/117247.pdf>からダウンロード可

各学校の管理職、保健主事及び生徒指導主事等にも本リーフレットを周知し、事案発生時をはじめ、校内外の研修及び事例検討会等に活用いただきますようお願いいたします。

文部科学省委託 令和元年度 学校保健総合支援事業
性に関する指導（教育）リーフレット
～「専門的・組織的な個別指導」の充実を目指して～

学校における性に関する指導（教育）は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的としています。「性」を人格の基本として生理的・心理的・社会的側面などから総合的に捉え、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒に科学的認識を与えることで、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、児童生徒自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるように育成することが重要です。

性に関する指導（教育）では、次のことに留意して行うことが大切です。

- 児童生徒の発達段階を踏まえる。 ○学校全体で共通理解を図る。
- 家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得る。
- 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行う。

【集団指導と個別指導の連携について】

児童生徒への性に関する指導に当たっては、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から取り組むことが効果的です。

個別指導の際は、教職員の共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮し、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）や地域の相談機関と連携を図ることが指導の充実につながります。



【個別指導における留意点】

個別指導では集団指導で学習した知識を補充し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくことも考えられます。児童生徒や保護者からの相談には、カウンセリングマインドで臨み、プライバシーに配慮し、学校という集団の中で共通理解が得られるような指導を行います。集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要です。

【専門的・組織的な個別指導のイメージ】

個別指導では、専門性のあるアドバイス等や組織でのかかわりによって、児童生徒の発達段階に応じて思考判断させることで、適切な意思決定や望ましい行動等につなげることが重要です。

知識習得重視の個別指導	情報意識重視の個別指導	態度行動重視の個別指導	思考判断重視の個別指導
<ul style="list-style-type: none">・性に関する知識を与えて性行動の抑制・性に関する知識を与えて性に関する問題行動の予防	<ul style="list-style-type: none">・校則やルールなど規範意識に訴えて性行動の抑制・「大人になってから」「子供のうちは」などの価値観から性に関する問題行動の予防	<ul style="list-style-type: none">・模範的態様の紹介による性行動の抑制・懲罰的な処分行動による性に関する問題行動の予防	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒に意思決定させることで性行動の抑制・危険予測を通してよりよい行動を選択させることで性に関する問題行動の予防

保健教育等「外部講師を活用した性に関する指導について」

事務連絡
令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく
学校等における子どもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に適切に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いいたします。これまで「健やか親子21（第2次）の中間評価等に関する検討会報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外務講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、子どもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いいたします。

なお、厚生労働省の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。同事業が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いいたします。

【令和5年3月29日付 事務連絡】

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進委員
する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの
性と健康に関する普及等の取組の充実について」

（文部科学省・厚生労働省）

◆令和5年3月22日 閣議決定

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」



男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築すること



・児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施

・各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家の活用

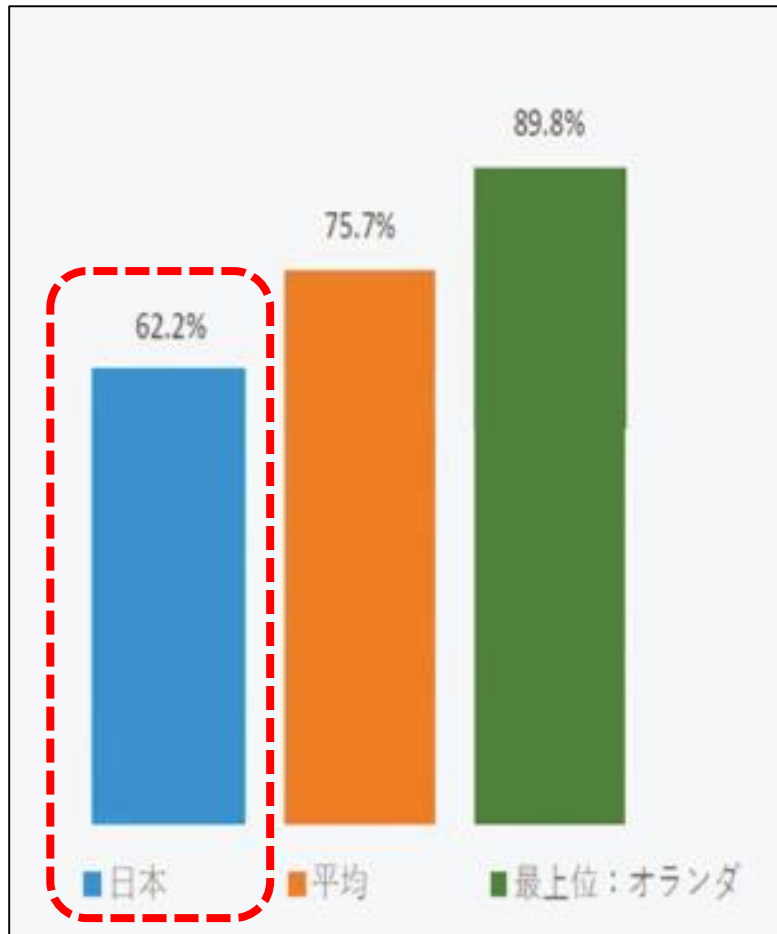
保健教育等「先進国の子どもの幸福度ランキング」



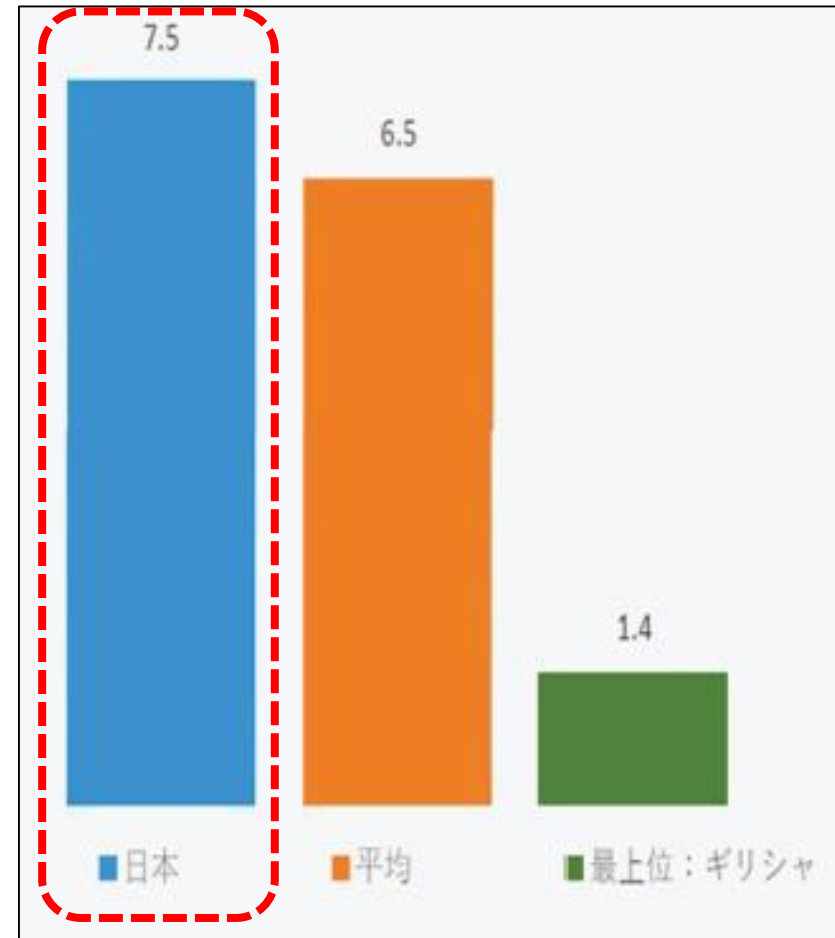
ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「精神的幸福度（先進国の子どもの幸福度ランキング）」

15歳時点での生活満足度の高い子供の割合



15~19歳の若者の自殺者
(10万人当たりの自殺者)



ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「心の健康・精神疾患について」

●心の健康に関する内容は、小・中・高の保健の学習で、それぞれの発達段階に応じた指導を行っている。

●小5の「不安や悩みへの対処」、中1の「ストレスの対処」の内容をあらたに保健の「技能」と位置付けて、具体的な対処を学習することとした。

●高校の内容として新たに精神疾患を位置付け、その予防と回復について学習することとした。

【高等学校学習指導要領保健体育編解説より】

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

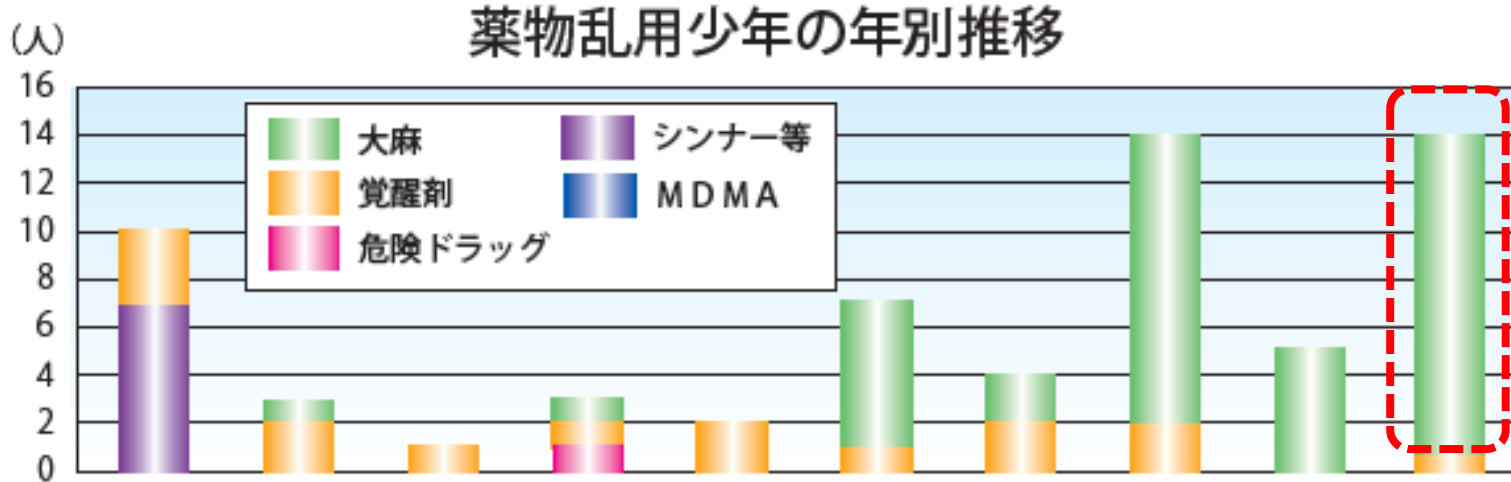
ア 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。



保健教育等「薬物乱用防止教育について」

熊本県の現状 【令和5年度版肥後っ子のシグナルより】



- R4年度の薬物乱用少年は14人で、前年に比べ9人増加している。
- 区分では、大麻事犯が13人と、近年大麻が増加傾向にある。



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
総数(人)		10	3	1	3	2	7	4	14	5	14
大麻		0	1	0	1	0	6	2	12	5	13
覚醒剤		3	2	1	1	2	1	2	2	0	1
危険ドラッグ		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
シンナー等		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M D M A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※大麻には、麻薬等特例法で検挙した大麻事犯を含む。

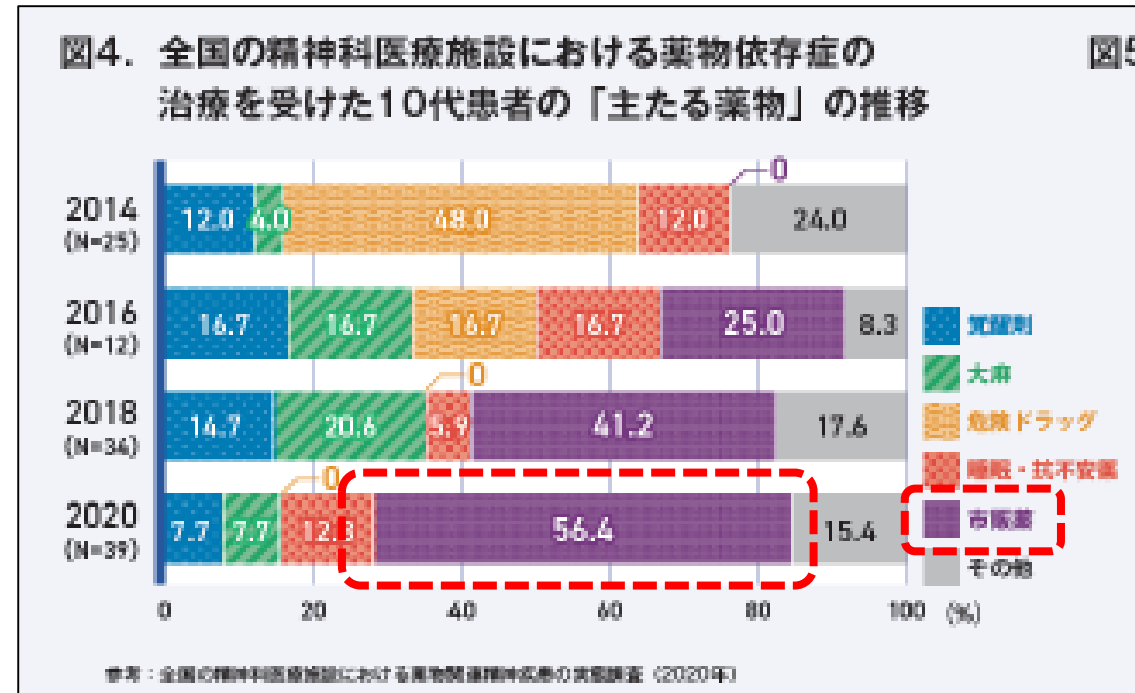
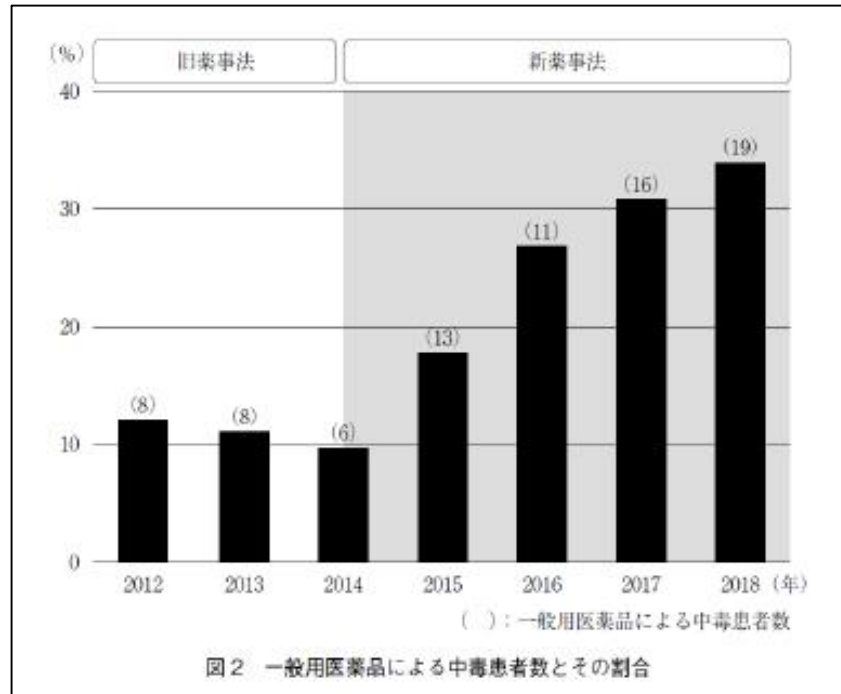
学校教育において、薬物の危険性、有害生徒について正しく理解させるなど、薬物乱用防止教育の一層の充実を図る必要がある。

保健教育等「薬物乱用防止教育について」

新たな課題

一般用医薬品の濫用【オーバードーズ】

- ・一般用医薬品による救急搬送事例の増加
- ・2020年、10代の若者の薬物濫用では、56.4%で市販薬が使われている。
- ・コロナ禍で、一般用医薬品を乱用する若者や過剰摂取が増加している。



保健教育等「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(概要)

※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた3つの視点		
・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策	・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応	・関係機関との連携を通じた乱用防止対策
5つの目標		
目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止		
<学校における薬物乱用防止教育> ○関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実 ○指導者に対する研修会等による資質向上	<関係機関等との連携、海外渡航者への広報> ○関係機関・団体と連携した広報・啓発活動 ○大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起	<広報・啓発の強化> ○科学的知見を広報・啓発資材へ反映 ○危険性等を強く印象付けられる画像等の利用
目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止		
<医療提供体制の強化> ○認知行動療法等の専門医療機関の充実 ○薬物依存症治療の従事者への研修	<社会復帰のための指導・支援> ○刑事司法関係機関等による指導・支援の推進 ○依存症相談員を配置した相談拠点の設置	<研究の推進> ○薬物乱用実態の研究の推進 ○治療回復プログラム等の効果検証
目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止		
<捜査基盤の整備と連携強化> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同摘発の推進	<巧妙化潜在化する密売事犯等への対応> ○サイバーパトロール等による情報収集強化 ○向精神薬悪用事例等への対応	<未規制物質等の情報収集と迅速な規制> ○高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入 ○関係機関間での迅速な情報共有
目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止		
<密輸等の情報収集・取締体制の強化> ○国内外関係機関と連携した早期の情報入手 ○取締りに必要な資機材の整備	<水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底> ○コントロールド・デリバリー捜査の活用 ○合同捜査・共同摘発の推進	<訪日外国人に対する広報啓発> ○多言語での発信による広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発
目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止		
<各国・地域の薬物乱用実態等の把握> ○インターネット対策等捜査手法に係る情報収集 ○国際機関を通じた乱用薬物の情報収集	<国際的な取締体制の構築> ○国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用 ○職員の派遣等を通じた協力体制の構築	<国際会議・国際枠組への積極的な参画> ○アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有 ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

目標Ⅰ

「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」

（Ⅰ）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。（文部科学省）
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導の方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。（文部科学省）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（文部科学省、警察庁）
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。（文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省）



熊本県では、薬物乱用防止教室について、小学校、中学校、高等学校等の全ての学校において、100%実施をお願いしています。

保健教育等「薬物乱用防止教育について」

薬物乱用防止教室実施状況(熊本県内公立学校)

校種	令和4年度	令和3年度	令和2年度
小学校	99.1%	98.8%	93.8%
中学校	99.4%	97.0%	81.7%
高等学校 (全日制)	96.2%	90.7%	59.3%
高等学校 (定・通)	89.0%	88.9%	77.8%
特別支援 学校	64.0%	52.2%	38.1%

(健康教育実態調査より)

最後に・・・

保健教育の充実のためには、
学校全体で、**全教職員**の協力のもと、**家庭**
や地域、関係機関等と連携して取り組
む必要があります。